平成２７年（フ）第２６２号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1408番地の６
ファミールＳ　102号
債務者　田村　竜雄
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第７９３号
堺市堺区東上野芝町１丁109番地６
債務者　原田組こと　原田　忠次
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７９９号
大阪府大阪狭山市東池尻１丁目2198番地の１
債務者　加藤　　豊
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８０７号
堺市堺区榎元町１丁３番５号　ダイヤモンドハイツ203号
債務者　大亦　博明
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８２２号
大阪府松原市新堂１丁目585番地の15
債務者　當麻富美子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
岡山県総社市三輪1165番地６　みわ荘２号
債務者　小林　裕史
1　決定年月日時　平成27年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２０６号
岡山県笠岡市笠岡3021番地２　アーバンいよや102号
債務者　篠原　照子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
岡山県倉敷市日畑689番地
債務者　矢尾　　渉
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１３６１号
福岡市南区的場１丁目16番７号
債務者　大須賀伸男
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３７７０号
大阪市浪速区難波中３丁目17番18号エマーブルナンバ802号
債務者　吉田花奈子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８９６号
大阪市城東区成育４丁目28番１号　シグナスカドヤ　202
債務者　上原　弘子（旧姓福永）
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０３０号
大阪府豊中市利倉西１丁目６番18―403号
債務者　成原亜矢子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０４３号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号、前住所大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　川中　友喜
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３５号
静岡市葵区北３丁目15番273号、旧住所静岡市葵区西瀬名町24番28号
債務者　濁澤　貴子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２９号
釧路市川端町２番13号
債務者　堀内　文夫
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１６０号
北海道帯広市西９条南40丁目３番６号　Ｏａｋ12―102号
債務者　佐藤　奈央
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月７日午前９時30分
釧路地方裁判所